

農家のみなさんへ

～令和8年産の営農計画作成にあたって～

1	令和8年産米の「生産の目安」について	P. 2
2	令和8年度産地交付金等の見直しについて	P. 5
3	令和8年度産地交付金について	P. 6
4	コメ新市場開拓等促進事業 畑作物産地形成促進事業について	P. 11
5	畠地化促進事業について	P. 14
6	経営所得安定対策等のスケジュールについて	P. 16
7	水田活用の直接支払交付金(5年水張ルール) への対応について	P. 19

《鶴岡市》

農林水産部農政課	Tel 35-1296	Fax 25-8763
藤島庁舎産業建設課	Tel 64-5809	Fax 64-5847
羽黒庁舎産業建設課	Tel 62-2527	Fax 26-9109
櫛引庁舎産業建設課	Tel 57-2114	Fax 57-2119
朝日庁舎産業建設課	Tel 53-2117	Fax 53-2119
温海庁舎産業建設課	Tel 43-4616	Fax 43-4633

《JA 鶴岡》

南支所	Tel 29-9960
中央支所	Tel 22-2460
北支所	Tel 29-0433
上郷事業所	Tel 35-2155
大山事業所	Tel 33-3345
西郷支所	Tel 76-2344

《JA 庄内たがわ》

藤島支所	Tel 64-2214
羽黒支所	Tel 62-4154
櫛引支所	Tel 57-2158
朝日支所	Tel 53-2513
温海支所	Tel 43-4000

《NOSAI 山形庄内支所》 Tel 0234-91-1554 Fax 0234-91-1560

鶴岡市農業振興協議会

「農家のみなさんへ（資料編）」ホームページ掲載等のお知らせ

資料編については令和4年度から配布は行わず、鶴岡市のホームページへの掲載及びJA各支所等への一定数配布の対応に変更となりました。資料編の内容は以下のとおりですので必要に応じてご確認ください。

1.	令和7年度需給調整・転作作物の状況について	・・・・	P. 1
2.	令和7年度交付金交付状況について	・・・・	P. 3
3.	経営所得安定対策等の概要について	・・・・	P. 4
4.	記載例（畠地営農計画書）	・・・・	P. 6
5.	記載例（諸様式）	・・・・	P. 7
	・認定方針作成者参加申込書及び個人情報利用承諾書	・・・・	P. 8
	・「生産の目安」の地域内調整申請書、地域内調整一覧表	・・・	P. 9
	・特定農作業受委託契約書の写し	・・・・	P. 11
	・水田飼料作物利用供給契約書の写し	・・・・	P. 12
	・産地交付金 園芸施設作付面積報告書	・・・・	P. 14
	・産地交付金申請書	・・・・	P. 15
	（そば・山菜・団地・団地輪作・耕畜連携・地力増進作物）		
	・自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認依頼書	・・・・	P. 24
	・1か月湛水管理ほ場一覧報告書	・・・・	P. 26
6.	「生産の目安」補正計算表	・・・・	P. 27
7.	農地異動・農作業受委託について	・・・・	P. 28
8.	農作業全般に係るお知らせ	・・・・	P. 29
9.	農業生産工程管理（GAP）について	・・・・	P. 30
10.	SEADSについて	・・・・	P. 31
11.	生産性向上土地基盤整備事業について	・・・・	P. 32
12.	農業委員会からのお知らせ	・・・・	P. 33
13.	収入保険について	・・・・	P. 35
14.	つるおか・アグリメール配信のご案内	・・・・	P. 37

下記URL 2次元コードから資料編がダウンロードできます

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nourinsuisan/noukanominasanhe.html>



※「農家のみなさんへ（資料編）」の他に各種申請様式もありますので、必要に応じてご活用ください。

1 令和8年産米の「生産の目安」について

山形県農業再生協議会の方針に基づき、令和8年から酒造好適米（現時点では農産物規格規定に定める醸造用玄米及び「亀の尾」が該当）を転作として取り扱います。

1. 協議会における「生産の目安」

令和7年12月1日に山形県農業再生協議会から地域農業再生協議会ごとの「生産の目安」が示され、鶴岡市農業振興協議会においては54,682t、9,148ha（前年比1,766t増、254ha増）となりました。

2. 「生産の目安」の配分方法

上記の配分を受け、令和8年1月27日の鶴岡市農業振興協議会臨時総会において、「生産の目安」を均等配分と傾斜配分の要素で算定し、JA等の認定方針作成者に配分することに決定されました。

農業者別の配分にあたっては、協議会で設定した算定要素を用いて配分するか、別の算定方法で配分するかは、認定方針作成者が選択することとなります。

（1）均等配分

均等配分率は53.6%（前年比+1.2ポイント）となります。

（2）傾斜配分

県の動向を踏まえつつ、市総合計画の方向性に沿って、「大規模経営」、「環境保全型農業」を算定要素とします。

① 大規模経営加算

前年度の共済台帳面積計に応じて加算措置を行います。

○ 面積規模区分と加算割合

区分		A	B	C	D
	平野部	7ha～10ha未満	10ha～15ha未満	15ha～20ha未満	20ha以上
	中山間部	—	4ha～7ha未満	7ha～10ha未満	10ha以上
加算割合（%）	3	6	9	12	

※ 共済資格団体でない集落営農の構成員については、個人ごとに加算する。

※ 8割以上のは場が中山間地域に該当する場合は、「中山間部」を採用する。

（例）平野部において、経営面積14ha、配分基準単収600kg/10aであった場合

• 7ha～10ha該当部分： 3ha × 3% × 600kg/10a = 540kg (9a相当分)

• 10ha～15ha該当部分： 4ha × 6% × 600kg/10a = 1,440kg (24a相当分)

⇒ 加算数量 540kg + 1,440kg = 1,980kg (33a相当分)

○中山間地域の対象エリア

[鶴岡]	田川、豊浦、加茂、中山、湯田川、藤沢、滝沢（水上・水尻）、上山谷（大沢）、高坂（鉢ヶ森・山口）、矢引（成石・兼井沢）
[藤島]	添川（楯ノ沢・川代・仁ヶ竹原・米山・新地・渡戸沢・池苗代・麹ヶ沢・湯ノ沢・火渡・五斗畠・沢田・中山・西山・大西山・北山）、鷺畠（山野腰・頭森）、東堀越（五輪沢田・沢田・郷ノ浜）
[羽黒]	手向、川代、荒川（秋葉山・今野・大坂・水沢・机沢・上前田元・道見）、上野新田（東山・上台・段之松・二反割）、玉川（袋樋・白山前・段之越）
[櫛引]	宝谷、たらのき代、西荒屋（柳沢）、黒川（上の山・春日山・三礎林）
[朝日]	全域
[温海]	全域

② 作型加算

前年度の有機・特別・直播栽培水稻の作付面積に対し、以下の加算を行います。

○作型区分と加算割合

(%)

区分	有機	特別	直播	直播特栽
加算割合	25	10	10	15

(例) 配分基準単収 600kg/10a の農業者が、前年度に 2ha の特別栽培水稻と 4ha の直播栽培水稻に取り組んだ場合

$$\Rightarrow (2ha \times 10\%) + (4ha \times 10\%) \times 600kg/10a = 3,600kg \cdots 60a \text{ 相当}$$

【 令和8年産米の「生産の目安」（作付率の平均）】

(%)

		鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
R7年	生産の目安 (仮配分)	57.4	59.4	57.5	57.7	57.0	55.3	57.8
R8年	生産の目安	58.8	60.9	58.8	58.9	58.3	56.5	59.2
	増減	+ 1.4	+ 1.5	+ 1.3	+ 1.2	+ 1.3	+ 1.2	+ 1.4

※ 上記は地域別の平均値です。

農業者毎の作付率は仮配分通知を確認してください。

3. 農業者別配分基準単収の設定方法

- (1) 令和7年度の水稻作付場において、農業共済組合で設定している収量等級を基にして一筆ごとに生産数量を算定し、合計する。(A)
- (2) 令和7年度の水稻作付場の面積を合計する。(B)

(3) A (生産数量合計) と B (面積合計) から、生産数量の加重平均値を算定する。 $(C = A \div B)$

(4) Cの数値は農業共済組合が用いる網目 1.9 mmでの値であり、国が用いる網目 1.7 mmの値に補正するため、令和7年度における 1.7 mmから 1.9 mmの間の玄米割合 4.0% で補正を行う $\{C \div (1 - 0.040)\}$ 。なお、単位は 10a 当たりとする。

(5) 県から提示された面積換算単収に合わせるための補正を行い、小数点以下を四捨五入する。

注 1. 算定は令和7年度実績に基づいて行うものとし、令和8年度で水稻作付は場を変更した場合でも再計算は行わない。

注 2. 令和7年度に水稻作付実績がない場合は、全は場を対象として (1) から (5) までの計算を行う。

注 3. 集落営農（任意団体）は、組織全体で (1) から (5) までの計算を行い、構成員の配分基準単収とする。したがって、構成員毎の配分基準単収は同一数量となる。

注 4. 令和8年度からの新規経営体は、令和8年度に水稻作付がある場合は当該は場を、水稻作付がない場合は全は場を対象として (1) から (5) までの計算を行う。

注 5. 集落営農（任意団体）から移行した集落営農（法人）は注3、新たに設立した集落営農（法人）の初年度は注4に従って計算を行う。

4. 農業者別「生産の目安」の算定方法

- 「生産の目安」数量 (kg)
共済台帳面積計 × 均等配分作付率 × 農業者別配分基準単収
+ 傾斜配分数量
- 「生産の目安」面積 (m²)
「生産の目安」数量 ÷ 農業者別配分基準単収

5. 令和8年産米に係る「生産の目安」のお知らせ

農業者別に設定した「生産の目安」をお知らせしますので、記載された数値を参考として営農計画書を作成してください。耕地異動があった場合には、「生産の目安」補正計算表（資料編 P27）を使用して再計算をお願いします。

「生産の目安」については、耕地異動のほか、互助調整により補正され、最終的には6月5日までに確定されます。

2 令和8年度産地交付金等 見直しの概要

1. 産地交付金（見直し（単価））

- ・大豆の生産振興を図るため、団地加算（大豆 2.0ha 以上）及び団地輪作加算の単価を増額します。また、県設定枠の単価が変更されました。

対象品目	R7 単価 (円/10a)	R8 単価 (円/10a)	備考
団地加算（大豆） 2.0ha 以上	固定 7,000	固定 <u>8,000</u>	大豆の生産振興を図るため
団地輪作加算（大豆）	固定 12,000	固定 <u>13,000</u>	大豆の生産振興を図るため
加工用米 〔県設定〕	変動 5,000	変動 <u>8,000</u>	
新市場開拓用米 〔県設定〕	変動 8,000	変動 <u>10,000</u>	
飼料用米 〔県設定〕	変動 5,000	変動 <u>8,000</u>	

2. 戦略作物助成（見直し（単価））

- ・一般品種について、令和8年度までの経過措置として引き続き減額となりました。
なお、多収品種については令和7年度から変更ありません。

対象品目	R7 単価 (円/10a)	(参考)R8 単価 (円/10a)
飼料用米 (多収品種)	数量に応じて 55,000～105,000 (標準単価 80,000)	数量に応じて 55,000～105,000 (標準単価 80,000)
飼料用米 (一般品種)	数量に応じて 55,000～85,000 (標準単価 70,000)	数量に応じて <u>55,000～75,000</u> (標準単価 65,000)

3. コメ新市場開拓等促進事業（見直し（酒造好適米追加））

- ・対象品目に酒造好適米が追加になりました。

対象品目	R7 単価 (円/10a)	R8 単価 (円/10a)	要件等
酒造好適米	—	<u>10,000</u> <u>×取組年数</u> <u>(最大 30,000)</u>	(詳細は P11 に記載)

4. 畑地化促進事業のうち 畑地化支援助成（見直し（単価））

- ・先行実施者との均衡を図る観点から減額となりました。

対象品目	R7 単価 (円/10a)	R8 単価 (円/10a)	要件等
品目全て	105,000	<u>70,000</u>	(詳細は P14 に記載)

3 令和8年度産地交付金について

1. 基本要件

下記に掲げる対象品目を、交付対象水田において、販売目的で生産すること。

- ・ 後日、対象作物ごとに販売伝票等を提出していただきます。
- ・ 適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、交付対象となりません。
- ・ 営農計画書に記載のない農地や、カウント農地は対象となりません。

2. 交付対象

(1) 園芸作物助成

① 基本助成

対象作物の作付面積に応じて交付金を交付します。

また、下記品目の組合せで二毛作の取組みを行った場合は、それぞれの品目を交付対象とします。(花き区分、山菜区分内での二毛作は不可)

対象品目		単価（円/10a）	作付面積要件
最重点品目	枝豆	変動 15,000	申請者あたり 25a 以上
	ニラ	変動 21,000	申請者あたり 5a 以上
	アスパラガス		申請者あたり 5a 以上
	ねぎ	変動 21,000	申請者あたり 10a 以上
	トマト	〔変動 29,000〕	申請者あたり 5a 以上
	きゅうり		申請者あたり 5a 以上
重点品目	トルコギキョウ アルストロメリア ストック きく フリージア ひまわり	変動 10,000 〔変動 20,000〕	申請者あたり 10a 以上 (花き合算)
	さやいんげん	変動 10,000 〔変動 20,000〕	申請者あたり 5a 以上
	赤かぶ	変動 10,000	申請者あたり 10a 以上
	わらび ゼンまい 行者にんにく うるい	変動 10,000	申請者あたり 5a 以上 (山菜合算)
振興品目	キャベツ	変動 6,000	申請者あたり 10a 以上
	さといも		申請者あたり 10a 以上
	なす		申請者あたり 5a 以上
	ミョウガ		申請者あたり 5a 以上

※ 表中の〔 〕は、園芸施設（パイプハウス）で作付けした場合の単価です。

※ 園芸施設で作付している場合は、作付面積要件はありませんが、園芸施設作付面積報告書の提出が必要です。

※ 山菜4品目については、適切な管理作業（除草等）を行うことが要件となるため、産地交付金申請書及び山菜作付ほ場一覧（添付様式2号）並びに実施状況写真の提出が必要です。

※ 変動単価については、国の追加配分額に応じて増額・減額ともに想定されます。

② 面積拡大加算（露地・施設）

最重点品目（露地）、最重点品目及び重点品目（施設）のそれぞれの作付面積の合計が前年より増加した面積分に限って交付金を交付します。

対象品目	単価（円/10a）	要件
（最重点品目 露地）※ 枝豆、ニラ、アスパラガス、ねぎ、トマト、きゅうり	固定 9,000	前年に比べ交付対象面積が増加していること
（最重点品目 施設） ねぎ、トマト、きゅうり	固定 90,000	
（重点品目 施設） 花き（基本助成対象品目に限る）、さやいんげん		

※ 枝豆、ニラ、アスパラガスは施設面積も露地として合計します。

（2）そば助成

そばの作付面積に応じて交付金を交付します。

対象品目	単価（円/10a）	要件
そば	基本助成 固定 15,000	湿害対策を実施していること
	加算助成 固定 5,000	生産性向上の取組を1つ以上実施していること

※ 産地交付金申請書及びそば作付ほ場一覧（添付様式1号）、実施状況写真等の提出が必要です。

※ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と異なり、認定農業者等の要件はありません。

（3）団地加算

湿害対策、作業効率の向上、農薬飛散対策として計画的な団地を形成した場合に、団地面積に応じて交付金を交付します。

対象品目	単価（円/10a）	連担要件
大豆	固定 5,000	1.0ha以上、2.0ha未満
	固定 <u>8,000</u>	2.0ha以上
枝豆	固定 3,000	1.0ha以上

※ 枝豆については、園芸作物助成の対象（申請者あたり25a以上）となっていることが交付要件となります。

※ 産地交付金申請書、団地加算・団地輪作加算実施ほ場一覧（添付様式3号）等の提出が必要です。

※ 産地交付金の配分額が増加した場合は、単価を増額する可能性があります。

（4）団地輪作加算

団地を形成したうえで、水稻とのローテーションを行った場合に、作付面積に応じて交付金を交付します。

対象品目	単価（円/10a）	要件
大豆	固定 <u>13,000</u>	・団地加算の対象であること ・前年産が水稻（飼料用米、WCS稻 ^{※1} 、稻SGS ^{※2} 等を含む）であること

※ 産地交付金申請書、団地加算・団地輪作加算実施ほ場一覧（添付様式3号）等の提出が必要です。

※ 産地交付金の配分額が増加した場合は、単価を増額する可能性があります。

※¹ WCS稻：子実と茎葉を発酵させた家畜飼料の原料となる稻

※² 稻SGS：生もみのまま粉碎して発酵させた家畜飼料の原料となる稻

(5) 耕畜連携助成

耕種農家と畜産農家が協力して耕畜連携の取組みを行った場合に、取組面積に応じて交付金を交付します。

対象取組	単価（円/10a）	要件
わら利用	固定 9,000	飼料用米（区分管理）、稻S G Sを作付けし、わら利用の取組みを行うこと
水田放牧	固定 9,000	飼料作物を作付けし、水田放牧の取組みを行うこと

※ 産地交付金申請書等の提出が必要です。

※ 産地交付金の配分額が増加した場合は、単価を増額する可能性があります。

(6) 加工用米助成、米粉用米助成、新市場開拓用米助成、飼料用米助成

対象品目について作付面積に応じて交付します。

対象品目	単価（円/10a）	要件
加工用米	変動 <u>8,000</u> 〔県設定〕	
米粉用米	変動 10,000 〔県設定〕	生産性向上の取組（ケイ酸質肥料等の散布）を行うこと ※コメ新市場開拓等促進事業との重複受給はできません
新市場開拓用米	変動 <u>10,000</u> 〔県設定〕	
	固定 20,000 〔国設定〕	輸出用、バイオエタノール用など ※コメ新市場開拓等促進事業との重複受給はできません
	固定 10,000 〔国設定〕	3年以上の新規複数年契約を行うこと。 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された方が対象
飼料用米	変動 <u>8,000</u> 〔県設定〕	低コスト生産の取組メニューのうち3つ以上の取組を行うこと

※ 東北農政局長から、加工用米、新規需要米（米粉用米・飼料用・新市場開拓用）として認定されたものに限ります。

※ 要件確認のため、資材購入伝票の保管、作業日誌等の整備をしてください。

※ 変動単価については、県の配分に応じて増額・減額ともに想定されます。

(7) 地力増進作物助成

高収益作物等への転換に向けた計画的な地力増進作物の作付に対し交付金を交付します。

対象品目	単価（円/10a）	要件
地力増進作物	変動 20,000 〔国設定〕	戦略作物又は高収益作物への転換計画を作成し、対象品目を作付すること。ただし、基幹作に限る。

※ クローバー、ソルガム、レンゲ、えんばく、ヘアリーベッチなど協議会が認めるもの。

※ 令和7年産において、同助成による支援を受けたほ場に対する助成は行いません。

※ 産地交付金申請書、地力増進作物助成実施ほ場一覧（添付様式第5号）等の提出が必要です。

※ 国の追加配分額に応じて減額が想定されます。

そば助成の要件について

1 (基本助成) 湿害対策要件について

下記いずれかの湿害対策を1つ以上実施していること

(1) 明渠排水

- おおむね30cm以上の深さの明渠が、ほ場の全周に設置されていること
なお、排水機能を維持している場合には、過去に設置したもので可

(2) 暗渠排水

- 弾丸暗渠機、サブソイラー、プラスオイラー等により、ほ場のおおむね全体に補助暗渠を設置すること

(3) その他

- 排水渠以外の対策（畦畔除去、傾斜均平など）を行っていること

2 (加算助成) 生産性向上取組要件について

基本助成に加え、下記のうち1つ以上の取組を実施していること

(1) 明渠と暗渠の同時設置

- 明渠排水と暗渠排水について同時に設置すること

(2) 土づくり

- 堆肥含む肥料や土壤改良材など土づくりを行うこと

(3) 条播または耕うん同時畝立て技術等の実施

- 上記播種技術等による播種を行うこと

3 申請について

下記のとおり関係書類を提出すること。

項目	対象者	提出期限
産地交付金申請書	申請者共通	6月12日
そば作付ほ場一覧（別添様式1号）		
湿害対策実施状況写真※ ¹		7月末
資材購入伝票の写し	該当者のみ※ ²	（実施後速やかに提出すること）
条播等の専用機械による実施状況写真	該当者のみ※ ³	

※¹ ほ場につき1枚提出すること。また加算助成「(1) 明渠と暗渠の同時設置」に取り組む場合はほ場につき2枚提出すること

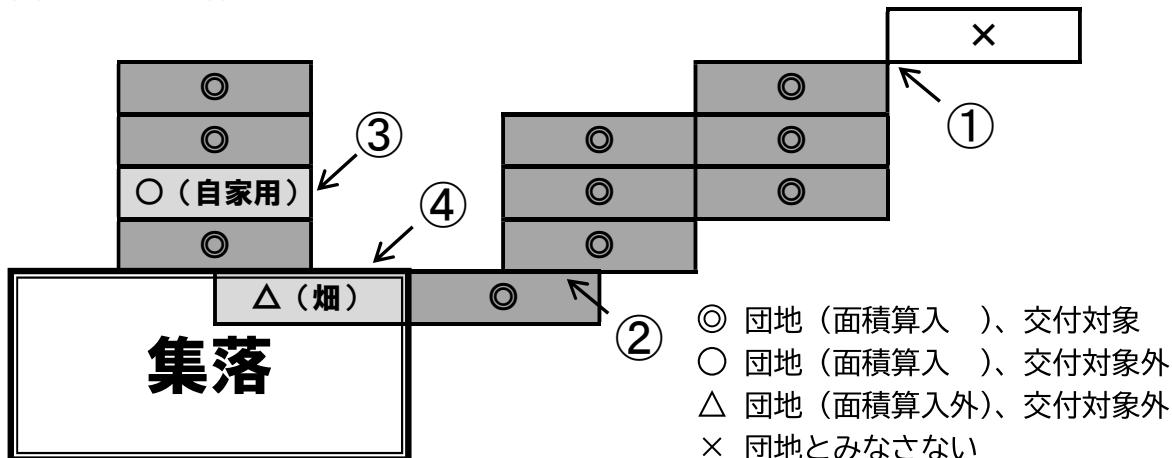
- 明渠排水等については判別可能な写真を添付すること
- 暗渠排水については専用機械による作業中の写真を添付すること

※² 「(2) 土づくり」に取り組む場合のみ提出

※³ 「(3) 条播または耕うん同時畝立て技術等の実施」に取り組む場合のみ提出すること。ただし、写真は申請ほ場数に関わらず1枚で構いません。

団地加算（大豆・枝豆）の要件について

1 団地の連担要件について



- (1) 同一の対象作物が作付けされていること。
- (2) 対象ほ場の1辺が、他の対象ほ場と接していること。
 - ・ 角接続は連担とみなさない（事例①）
 - ・ 1辺すべてが接している必要はない（事例②）
- (3) 同一の対象作物が作付けされているが、産地交付金対象外のほ場（カウントほ場、自家用など）については、連担しているものとみなし、団地面積に算入することができる（事例③）。
- (4) 同一の対象作物が作付けされている畠については、連担しているものとみなすが、団地面積には算入できない（事例④）。
- (5) 農業機械の往来に支障が無い道路や農業用水路等を挟んでいる場合は連担しているものとみなす。
ただし、河川、鉄道、中央分離帯のある道路等を挟んでいる場合や、側道等を経由しなければほ場進入ができない場合については、連担しているものとみなさない。

2 団地の面積要件について

連担要件を満たす団地の面積が、大豆 2.0ha または 1.0ha 以上、枝豆 1.0ha 以上であること。

3 その他要件について

枝豆については、園芸作物助成の対象（申請者あたり 25a 以上）となっていること。

4 申請について

6月12日まで、「産地交付金申請書」を提出すること。

4 コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業について

1. 事業概要について

産地と実需者が連携して作成する「産地・実需協働プラン」に基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を3つ以上行った場合に、取組面積に応じて交付します。

2. 支援内容について

	対象品目	単価（円/10a）	対象要件等
コメ新市場開拓等 促進事業	加工用米	30,000	東北農政局長から、加工用米として認定されたもの。
	新市場開拓用米	40,000	東北農政局長から、新市場開拓用米として認定されたもの。(輸出用米、輸出向けパックご飯の原料用米、輸出向け日本酒の原料用米等)
	米粉用米	90,000	東北農政局長から、米粉用米として認定されたもの。(※ R8よりパン・めん専用品種に限定せずに実需者ニーズに即した品種に変更)
	酒造好適米 (R8新規)	10,000 ×取組年数 (最大30,000)	農産物規格規定の「醸造用玄米」に該当する品種。(酒蔵との直接取引または集荷業者を挟む場合は契約栽培に基づいた取引を行うこと)
畑作物産地形成 促進事業	麦・大豆	40,000	輸出・加工用
	高収益作物 (野菜等)		産地交付金品目のうち輸出用、加工・業務用 ※生食や産直販売などは対象外
	子実用 とうもろこし		—

- ※ 農業者又は集出荷業者等が実需者と販売契約を締結する必要があります。
- ※ 本事業で支援を受けた交付面積については、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米:2万円/10a、米粉用米:5.5万円～10.5万円/10a、麦・大豆・子実用とうもろこし:3.5万円/10a）及び産地交付金（新市場開拓用米:2万円/10a）から除外されます。
- ※ 国の予算の範囲内で交付されるため、取組を申請しても不採択となり、交付されない場合があります。

3. 申請について

各集出荷業者で取り扱いが異なりますので、別途通知いたします。

なお、令和8年度に新たに取組を検討される方につきましては、鶴岡市農政課または地域庁舎産業建設課に令和8年2月13日（金）までご相談ください。

取組メニュー等については、下記ホームページからダウンロードできます

https://www.maff.go.jp/syousan/keikaku/soukaku/r8_hata_kome.html



ご不明な点がございましたら、集出荷業者または鶴岡市農政課、各地域庁舎産業建設課へお問い合わせください。

コメ新市場開拓等促進事業（共通）の取組メニュー及び実績確認方法

※ ①～⑯から3つ以上の取組を実施すること

※ 多収品種加算を受ける場合には「⑯多収品種等の導入」を含めて合計4つの取組みを選択すること

※ 本事業の要望調査の開始日（令和8年1月7日）以降の令和8年産（基幹作）の取組が対象

番号	取組メニュー	取組内容・取組基準	実績確認方法	写真撮影のポイント等
①	直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培 ・育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行うこと	・當農計画書及び作業日誌により確認	
②	疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 ・疎植に対応した田植機を使用し、苗の移植密度を地域の慣行レベルの80%以下又は50株/坪(15.2株/m ²)以下とすること	・作業日誌に実施面積及び苗の移植密度を記載すること ※基準…50株/坪 (15.2株/m ²)以下	
③	高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 ・慣行栽培(乾粒100～150g(催芽125～187g))より育苗密度が高くなるよう、乾粒250～300g(催芽312～375g)を播種・育苗し、高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること	・作業日誌により確認 ・苗の育苗密度を記載すること ※基準…乾粒250～300g (催芽312～375g)	
④	プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗	・実績報告書（個票）の提出 ・作業委託の場合は、支払伝票の写しを提出	(個人実施の場合のみ) <input type="checkbox"/> 育苗プールの全景写真
⑤	温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60°Cの温湯に種粒を浸漬し、種子消毒を行う取組	・個人実施の場合は、作業中もしくは機器の写真を提出	(個人実施の場合のみ) <input type="checkbox"/> 種子消毒の作業中写真
⑥	効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培※1、乳苗移植栽培※2のいずれかに取り組むこと ※1 耕耘碎土後に水を撒き、しばらく放置した後、代掻きを行わずに苗を移植する ※2 葉齡が2葉未満の苗（乳苗。育苗日数は7～10日程度）を移植する	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真及び資材購入伝票の写しの提出	(無代掻き移植栽培の場合) <input type="checkbox"/> 代掻きしていないほ場への移植作業がわかる写真 (乳苗移植栽培の場合) <input type="checkbox"/> 乳苗を確認できる写真
⑦	作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組 ・農業経営体の水稻生産全体の中で、上記の取組を行うこと。	・當農計画書により確認	
⑧	土壤診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壤診断等に基づく施肥、有機質資材や土壤改良資材の施用 ・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壤診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壤改良資材を施用すること	・実績報告書（個票）の提出 ・診断結果及び資材購入伝票の写しの提出	
⑨	効率的な施肥	流し込み施肥※1、育苗箱全量施肥※2、側条施肥※3のいずれかに取り組むこと ※1 水口に流し込み施肥用装置を設置し肥料を灌漑水とともに流し込む ※2 苗箱内に層状に施肥する機械又は肥料と床土を均等に混合する機械を使用し、苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する ※3 側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する	・実績報告書（個票）の提出 ・「流し込み施肥」は資材購入伝票の写しの提出 ・「育苗箱全量施肥」、「側条施肥」は、資材購入伝票の写し及び作業中の写真の提出	(育苗箱全量施肥の場合) <input type="checkbox"/> 作業中の写真 または <input type="checkbox"/> 使用した機械の写真 (側条施肥の場合) <input type="checkbox"/> 作業中の写真 または <input type="checkbox"/> 側条施肥機と田植え機を含めた写真
⑩	効率的な農薬処理	播種時同時処理※1、田植え同時処理※2のいずれかに取り組むこと ※1 専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する ※2 専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中（専用機械）の写真および資材購入伝票の写しの提出	<input type="checkbox"/> 作業中の写真 または <input type="checkbox"/> 使用した機械の写真
⑪	化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること	・作業日誌により確認	
⑫	化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること	・作業日誌により確認	
⑬	多収品種、高温耐性品種又は米粉用米・パン・麺専用品種の導入	以下のいずれかの品種の作付け ①多収品種（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米） ②高温耐性品種（全品目） ③米粉用米・パン・麺専用品種（米粉用米）	・當農計画書により確認	
⑭	農業機械の共同利用	農業経営体間で農業機械※の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること ※取得価格50万円以上が対象	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真の提出	<input type="checkbox"/> 使用機械の写真 または <input type="checkbox"/> 作業中の写真
⑮	スマート農業機器の活用	ドローンや水管システム等の活用 ・ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中（専用機械）の写真	<input type="checkbox"/> 使用機械の写真 または <input type="checkbox"/> 作業中の写真
⑯	ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来のメタン発生量の削減に向けた取組の実施 ・長期干し（地域の慣行日数10日に対して7日間以上延長）、秋耕（令和8年度中に実施）、のいずれかに取り組むこと	(長期干しの場合) ・作業日誌により確認 (秋耕の場合) ・作業中の写真の提出	(秋耕の場合) <input type="checkbox"/> 作業中の写真
⑰	ほ場への炭素貯留	土壤管理によりほ場への炭素貯留に向けた取組を実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真の提出	<input type="checkbox"/> バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培が分かる写真
⑱	ケイ酸質肥料散布（地域特認①）	生産性向上の取組（①ケイ酸質肥料②その他熔性リン肥等①の成分を含む肥料のいずれかを適量散布）を行うこと	・作業日誌により確認 ・資材購入伝票の写しの提出	
⑲	省力的な農薬散布（地域特認②）	投げ込み式又は流し込み式の薬剤（フロアブル剤、パック剤、豆粒剤等）を使用して水田除草剤や殺虫剤の散布を行うこと	・資材購入伝票の写しの提出	

畑作物产地形成促進事業（大豆）の取組メニュー及び実績確認方法

※ 畑作物本作化促進メニュー（⑥均平作業（傾斜均平）、⑪排水対策、⑭土層改良、⑮畦畔除去）の中から必ず1つ含めて3つ以上の取組を実施することが交付の要件となります。

※ 畑作物本作化促進メニューの「排水対策」として「心土破碎」又は「額縁明渠」を選択することも可能ですが、その場合は、これを除いた取組を3つ以上実施すること

※ 本事業の要望調査の開始日（令和7年12月16日）以降の令和8年産（基幹作）の取組が対象

番号	取組メニュー	取組内容・取組基準	実績確認方法	写真撮影のポイント等
①	大豆300A技術	研究機関が開発した大豆300A技術及びそれに類する播種技術の実施 ・300A技術やそれに類する畝立て播種や狭畦密植栽培といった生産性の向上につながる播種技術に取り組むこと	・実績報告書（個票）の提出 ・資材購入伝票の写しの提出	<input type="checkbox"/> 播種作業中の写真 ※耕運同時畝立て技術などを想定
②	難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法による帰化アサガオ類やアレチウリ等の難防除雑草の防除 ・難防除雑草である、帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カラライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイを総合的防除といった薬剤以外の方法により防除すること（薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外）	・作業日誌により確認 ・総合的防除（機械除草、中耕培土、狭畦栽培等）の取組の作業写真	<input type="checkbox"/> 使用機械の写真 または <input type="checkbox"/> 作業中の写真
③	土壤診断等を踏まえた土づくり	土壤診断等に基づく有機質資材や土壤改良資材の施用 ・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壤診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、有機質資材、土壤改良資材の施用、又は緑肥作物を作付すること（化学肥料の併用も可能）	・実績報告書（個票）の提出 ・診断結果及び資材購入伝票の写しの提出	
④	新品種の導入	単収の高位安定化等に資する新品種の作付 ・平成20年度以降に育成された単収の高位安定化に資する品種を新たに作付すること ※「里のほほえみ」などが対象	・作業日誌により確認 ※新たに導入した面積に限る ・種子購入伝票の写しを提出	
⑤	効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施 ・一斉追肥と比較し施肥量を削減すること	・実績報告書（個票）の提出 ・資材購入伝票の写し	
⑥	均平作業（傾斜均平）	レーザーレペラーやGPSレペラーを用いた均平作業	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真の提出	<input type="checkbox"/> 使用機械の写真 または <input type="checkbox"/> 作業中の写真
⑦	摘心栽培	一	・作業日誌により確認	
⑧	畝間灌水	一	・作業日誌により確認	
⑨	化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 ・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること	・作業日誌により確認	
⑩	化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 ・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること	・作業日誌により確認	
⑪	排水対策	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕 ・上記の排水対策のうち、土壤条件に合った対策に取り組むこと	・作業日誌により確認 ・作業中の写真の提出	代表的なほ場における <input type="checkbox"/> ほ場の写真（深耕） または <input type="checkbox"/> 作業中の写真（弾丸暗渠など）
⑫	新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること ※取得価格50万円以上が対象	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真の提出	<input type="checkbox"/> 使用機械の写真 または <input type="checkbox"/> 作業中の写真
⑬	新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真の提出	<input type="checkbox"/> 使用機械の写真 または <input type="checkbox"/> 作業中の写真
⑭	土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）	・実績報告書（個票）の提出 ・作業中の写真の提出	<input type="checkbox"/> 作業中の写真
⑮	畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去 ・交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること	・実績報告書（個票）の提出 ・作業の写真の提出	<input type="checkbox"/> 作業前及び作業後の写真
⑯	ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと	(局所施肥の場合) ・作業中の写真 (分施・緩効性肥料の場合) ・作業日誌により確認	(局所施肥の場合) <input type="checkbox"/> 作業中の写真
⑰	ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組を実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと	・作業中の写真の提出	<input type="checkbox"/> バイオ炭の施用、不耕起または省耕起栽培が分かる写真
-	心土破碎、額縁明渠	額縁明渠 又は 心土破碎を実施すること ※畑作物本作化促進メニューの対象であるが取組メニューの対象外	・作業中の写真の提出	<input type="checkbox"/> 作業中の写真

5 畑地化促進事業について

1. 事業概要について

水田を畠地化し、高収益作物等の定着を図る取組を行った場合に、取組面積に応じて支援します。（①畠地化支援・②定着促進支援）

また畠地化に伴って土地改良区の区域から除外する場合は、地区除外決済金を支援します。（③土地改良区決済金等支援）

※ 畠地化は、交付対象水田から除外する取組を指し、地目の変更は求めません。

※ 国の予算の範囲内で交付されるため、取組を申請しても不採択となり交付されない場合があります。

2. 支援内容について

対象作物	麦、大豆、飼料作物（牧草等）、そば、野菜、果樹、花き等
① 畠地化支援	70,000 円/10a （初年度のみ）
② 定着促進支援	20,000 円/10a×5 年間 または 100,000 円/10a （一括） 〔 加工業務用野菜等は 30,000 円/10a×5 年間 または 150,000 円/10a （一括）〕
③ 土地改良区 決済金等支援	実費（上限 250,000 円/10a）

3. 申請要件について

- (1) 令和 7 年産において、水稻作付または水田活用交付金（戦略作物助成、産地交付金）の交付対象となった水田であること
- (2) 令和 8 年産以降、畠作物を 5 年間作付け及び出荷・販売すること
- (3) 団地を形成していること

【団地の基準】

- イ 令和 8 年産に畠地化促進事業に申請する水田
- ロ 令和 7 年度以前に畠地化促進事業に採択された農地
- ハ 令和 4 年産から令和 8 年産に渡って水稻以外の作物を作付する農地（畠、樹園地を含む）で構成され、次の面積要件を満たすもの。
 - ・おおむね 1.0ha 以上 : 平野部
 - ・おおむね 0.5ha 以上 : 中山間部（P3 の「中山間地域の対象エリア」を参照）
 - ・おおむね 0.3ha 以上 : 農地集積、水利に及ぼす影響が限定的なもの
(土地改良事業施工除外地、個人管理ため池 など)

4. 申請について

事業内容を確認いただき、活用を希望する場合は令和 8 年 2 月 16 日（月）まで鶴岡市農政課または地域庁舎産業建設課にご相談ください。

(参考) 令和8年産 品目別助成メニュー

品目		水田活用の直接支払交付金(10a当たり)						
		10a当たり 助成額合計 (最大額試算)	戦略作物 助成	産地交付金 (国設定)	産地交付金 (県設定)	産地交付金(市)	コメ新市場開拓 等促進事業	畑作物産地形成 促進事業
非 主 食 用 水 稻	加工用米	3万円	2万円	—	0.8万円 ※コメ新市場開拓等促進事業との重複受給不可 (作付面積単位)	—	3万円	—
	米粉用米	11.5万円	5.5万円～ 10.5万円	—	1万円 ※コメ新市場開拓等促進事業との重複受給不可 (作付面積単位)	—	9万円	—
	飼料用米	11.3万円	(多収品種)5.5万 円～10.5万円 (一般品種)5.5万 円～7.5万円	—	低コスト生産 0.8万円	—	—	—
	WCS	8万円	8万円	—	—	—	—	—
	新市場 開拓用米	5万円	—	複数年契約、1万円 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された方に限る ----- (2万円)	1万円 ※コメ新市場開拓等促進事業不採択時 (協議会単位)	—	4万円	—
	酒造好適米	3万円	—	—	—	—	3万円 ※1年あたり1万円 /10a×最大3年間	—
	備蓄米	—	—	—	—	—	—	—
畑 作物 等	麦 標準単収 191kg/10a	(水活)3.5万円 (ゲタ数量払)1.9万円 ※0.6万円/60kg	3.5万円	—	—	—	—	4万円
	大豆 標準単収 164kg/10a	(水活)5.9万円 (ゲタ数量払)3.0万円 ※1.09万円/60kg	3.5万円	—	—	0.5万円～ 1.9万円	—	4万円
	そば 標準単収 35kg/10a	(水活)2.0万円 (ゲタ数量払)1.3万円 ※1.67万円/45kg	—	—	—	基本 1.5万円 加算 0.5万円	—	—
	飼料作物	3.5万円	3.5万円	—	—	—	—	—
	うち飼料用 とうもろこし	4.5万円	3.5万円	1万円 ※畑地化促進助成 ※子実用に限る	—	—	—	—
地力増進作物		2万円	—	2万円	—	—	—	—
園芸作物等 (産地交付金対象)		4.6万円～ 6.9万円	—	—	—	0.6万円～ 2.9万円	—	4万円 ※加工用のみ

※下線が変更箇所

※コメ新市場開拓等促進事業と畑作物産地形成促進事業の対象面積については、戦略作物助成(加工用米:2万円/10a、米粉用米:5.5万円～10.5万円/10a、麦・大豆・子実用とうもろこし:3.5万円/10a)及び産地交付金(新市場開拓用米:2万円/10a)から除外。ただし、新市場開拓用米の複数年契約助成加算はコメ新市場開拓等促進事業で採択された方に限る。

※ゲタ数量払については標準単収と免税事業者向け平均交付単価から試算。

※令和8年1月現在の国、県の情報から作成しているため、今後変更される可能性があります。

6 経営所得安定対策等のスケジュールについて

令和8年産に係る経営所得安定対策等のスケジュールは、おおむね下記のとおりです。

2月 上旬～	○ 「生産の目安（仮配分）」の提示、営農計画書等の配布
2月 下旬	○ 営農計画書等の提出 各集落の生産組合長等へ営農計画書等を提出してください。生産組合に加入されていない方は、JA・市担当まで提出してください。
2月 下旬～	○ 営農計画ヒアリングの実施 生産組合長等が営農計画書等をとりまとめ、提出してください。 提出に際して、記載内容等の聞き取りを行います。
5月 中旬	○ 交付申請書等の提出
6月 5日	○ <u>営農計画の変更報告締切</u>
6月 12日	○ 産地交付金申請書提出締切
6月 下旬～ 7月 下旬	○ 協議会による現地確認 交付対象作物の現地確認を協議会（市・JA）で直接行います。
8月 中旬～	○ 協議会による現地確認 そば、赤かぶ、青刈稻等の現地確認を協議会（市・JA）で直接行います。
10月 中旬	○ 出荷・販売実績報告書兼誓約書の提出
11月 下旬	○ 畑作物の直接支払交付金（面積払）の交付
12月 下旬	○ 戰略作物助成、産地交付金の交付
1月 下旬	○ 戰略作物助成（飼料用米精算）、産地交付金（耕畜連携）の交付
3月 下旬	○ 畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付

※ 上記スケジュールは、審査状況等により変更となる場合があります。

※ 印字内容に変更がある場合は、「取消線」を記入のうえ、訂正してください。

※ 水稲品種、転作作物に変更がない場合は、印字された品種、作物名を「○」で囲んでください。
野菜、果樹、花き等と印字されている場合は、具体的な作物名を記入してください。

※ 飼料用とうもろこしについては、子実用か青刈りの別を明記してください。

① 直播栽培、有機栽培（鶴岡Ⅰ型特別栽培（鶴岡市認証に限る）、無無栽培を含む）、特別栽培を行う場合は、該当項目を「○」で囲んでください。直播特別栽培を行う場合は、「直播」「特栽」双方を「○」で囲んでください。

② 飼料用米等を「区分管理」で取り組む場合は、取組を明記するとともに、品種名、出荷先を記入してください。
なお、「一括管理」で取り組む場合には、ほ場を特定しませんので、主食用米と同様に品種名のみ記入してください。

③ 複数作物を作付けする場合は、作物毎に作付面積、出荷先を区分して記入してください。なお、作付面積の合計と水田面積が相違しないように留意してください。

④ 具体的な作物名を記入してください。
とりわけ、「花き」「山菜」については、産地交付金の対象品目が限定されているため、作物名未記入の場合は交付対象になりません。

⑤ 実際に作付けされた面積が交付対象となります。
このため、産地交付金の対象作物を園芸施設（ハイブハウス等）

で作付けしている場合には、ほ場内の「作付けした面積」と「作付けしていない面積」に区分して記入してください。

また、園芸施設作付面積報告書の提出が必要です。

⑥ 特定農作業受委託を行う場合は、「異動の内容欄」に「特」と記入し、受託者の集落名・氏名を記入してください。
また、特定農作業受委託契約書の写しの提出が必要です。

⑦ 産地交付金の園芸作物助成対象品目で二毛作（同じほ場で時期を変えて2種類の異なる作物を作付け）をする場合は、作付面積及び転作作物名を2段書きし、「異動の内容欄」に「二毛作」と記入し、また、露地栽培の場合は各作物の収穫時期についても記入してください。

⑧ カウントほ場（交付対象外）についても、作物名等を記入してください。（印字されている場合は、「○」で囲んでください）。

⑨ 飼料作物については、当年産における播種の有無で交付単価が異なるため「播種あり」「播種なし」のいずれかを記入してください。

⑩ 農業委員会において農地異動手続を行った場合は、「異動の内容欄」に相手方の集落名・氏名を記入してください。
異動元、異動先でほ場が異なるなど、記載内容が相違しないよう留意してください。

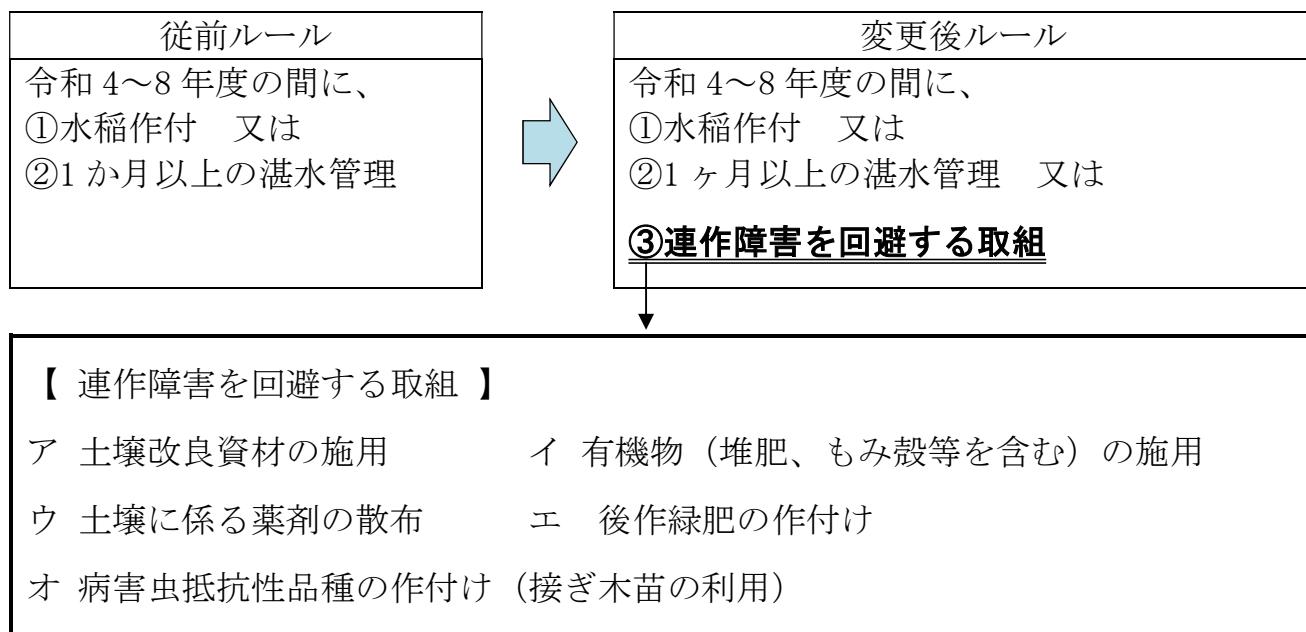
⑪ 5年水張ルールへの対応として、湛水管理を1か月以上行う場合は、異動内容の欄に実施予定期間を記入してください。

⑫ 酒造好適米については、面積を「転作計画面積」の欄に記入してください。また、品種名を明記してください。

7 水田活用の直接支払交付金（5年水張ルール）への対応について

5年水張ルールが変更され、湛水管理によらない「連作障害を回避する取組」が選択肢に追加されました。

令和9年度以降の取扱いは国から示されておりませんが、令和8年度が対応の最終年度とされておりますので、ご留意ください。



※①水稻作付、②1ヶ月以上の湛水管理を実施した水田は、③連作障害を回避する取組を追加で実施する必要はありません。

【取組の例】

次ページをご覧ください。

【実施報告】

令和8年の実施報告は、令和9年産米「生産の目安」の配分時に報告様式を配布し、営農計画書とともに提出いただきます。

【1ヶ月以上の湛水管理について】

- 湛水管理を行う場合は、営農計画書の異動の内容欄に記載いただくか、事前にJA又は市役所にご報告ください。
- 実施した場合は、資料編P26の記入例を参考に報告書を作成し、終了した後JA又は市役所にご提出ください。

連作障害を回避する取組の例

■ 土壤改良資材の施用		■ 有機物の施用	■ 土壤に係る薬剤の散布	■ 後作綠肥の作付け	■ 病害虫抵抗性品種	■ その他
麦	■ 土壤改良剤の施用 苦土石灰、タンカル	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞		■ 緑肥作物 クロタラリア ヘアリーベッチなど		■ 大豆・枝豆共通 ■ 種子消毒 クルーザーMAXXなど
	■ 土壤改良剤の施用 苦土石灰、タンカル	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞	■ 土壤消毒 ラグビーミC粒剤 ネマキック粒剤	■ 緑肥作物 クロタラリア ヘアリーベッチなど		■ 野菜・花き共通 ■ 土壤消毒 太陽熱土壤消毒 還元土壤消毒
	■ 土壤改良剤の施用 苦土石灰、タンカル、セルカル	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞		■ 緑肥作物 クロタラリア ヘアリーベッチなど		
大豆	■ 土壤改良剤の施用 苦土石灰、タンカル	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞	■ 土壤消毒 ラグビーミC粒剤 ネマキック粒剤	■ 緑肥作物 クロタラリア ヘアリーベッチなど		
	■ 土壤改良剤の施用 苦土石灰、タンカル、セルカル	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞		■ 緑肥作物 クロタラリア ヘアリーベッチなど		
	■ 土壤改良剤の施用 【腐植酸資材】 消石灰 タンカル 苦土石灰 烟のカルシウム カルミン 粒状化石 セルカル	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞、麦稈、そばわら、 穀穀、麦秆、大豆かす、なたね粕など ■ 有機質資材の施用 有機ヤシジアリ、 マドラグアノ粒など	■ 土壤消毒 クロルピクリン剤 ダゾメット剤 D-D剤 ソイリーン ラグビーミC粒剤 ネマキック粒剤など	■ 緑肥作物 エンバク類 ライムギ クロタラリア ヘアリーベッチ クローバー類 マリーゴールド カラシナなど	■ 接ぎ木苗の利用	
そば	■ 土壤改良剤の施用 苦土石灰、タンカル、セルカル	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞		■ 土壤消毒 クロルピクリン剤 ダゾメット剤 D-D剤 ソイリーン ラグビーミC粒剤 ネマキック粒剤など	■ 除塙作物 トウモロコシ ソルガムなど	
	■ 土壤改良剤の施用 【石灰資材】 消石灰 タンカル 苦土石灰 烟のカルシウム カルミン 粒状化石 セルカル	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞、麦稈、そばわら、 穀穀、麦秆、大豆かす、なたね粕など ■ 有機質資材の施用 有機ヤシジアリ、 マドラグアノ粒など	■ 有機アルドコーエユなど ゴールドコーエユなど	■ 土壌処理薬剤 ●根こぶ病 ネビジン剤 フロシナサイド剤など ●アスパラガス疫病 ユニフォーム粒剤など	■ 土壌処理薬剤 ●根こぶ病 オラクル顆粒水和剤 ランマンフロアブル など	
	■ 土壌改良剤の施用 【リン酸資材】 BMようりん 苦土重焼灰 BM苦土重焼灰	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞	■ 有機アルドコーエユ ベストクイーン てんろ石灰	■ 苗箱処理剤 ●根こぶ病 オラクル顆粒水和剤 ランマンフロアブル など		
野菜 花き	■ 土壌改良剤の施用 【その他】 石灰塩素 硫酸マグ ベストクイーン てんろ石灰					
	■ 土壌改良剤の施用 BMようりん 苦土重焼灰 BM苦土重焼灰	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞				
山菜	■ 土壌改良剤の施用 苦土石灰	■ 有機物の施用 堆肥、飼糞				

※施用量等については、一般的な營農行為の範囲内で、各指導機関が発行する栽培資料や農業登録等を参考に実施してください。

注 意 事 項

- 3年不作付カウント
 - ・令和5年から令和8年まで連続して不作付の場合は、交付対象水田から除外（カウント）されます。
- 5年水張ルール
 - ・令和4年から令和8年まで水張り（水稻作付）又は連作障害を回避する取組を実施しない場合は、令和9年に交付対象水田から除外（カウント）されます。
- 無湛水栽培（湛水を前提としない栽培を行うもの）
 - ・「水張り」を行ったことになりません。
 - ・非主食用米を作付けしても、「交付金」の対象になりません。
- 農地異動は、農業委員会において手続きを行う必要があります。
 - ・ 農業委員会の手続きを行わない農地異動は認められません。
- 「ゲタ・ナラシ対策」に加入する方は、認定農業者等の更新手続きを忘れずに行ってください。
 - ・ 交付申請（6月30日）、出荷数量報告（ゲタ：翌年3月5日、ナラシ：翌年4月30日）時に認定されている必要がありますので、認定期間満了時に再認定手続きを忘れないように注意してください。
- 作物や出荷区分など、営農計画を変更する場合は、必ず6月5日までに報告してください。
 - ・ 現地確認等で作物変更や出荷区分変更が明らかとなった場合は、交付対象となりません。
- 産地交付金の一部の項目については、営農計画書とは別に産地交付金申請書を6月12日までに提出してください。
 - ・ 対象助成項目：そば、山菜、団地加算、団地輪作加算、耕畜連携、地力増進作物